



平成 30 年 3 月

(訂正)経過措置期間延長のお知らせ

謹啓

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過日、平成 29 年 12 月収載販売名変更品目の旧販売名製品に関して、平成 30 年 9 月 30 日まで経過措置期間が延長される旨ご案内させて頂きましたが、統一名収載品目のうち下記 2 品目に関しては経過措置期間延長の対象となっていないことが確認されました。

下記の通り訂正させて頂くとともに、今般は誤った情報提供により、多大なるご迷惑をおかけいたしますこと深くお詫び申し上げます。なお、上記以外の 45 品目に関しましては官報告示（平成 30 年 3 月 5 日告示、平成 30 年 4 月 1 日施行、厚生労働省告示第 42 号）により平成 30 年 9 月 30 日まで経過措置期間が延長されております。（次頁参照）

再びこのようなことが発生しないよう、情報提供にあたっては十分な確認を行って参る所存でございますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

◆経過措置終了期日：平成 30 年 3 月 31 日

◇自社品

・厚生労働省告示第 349 号：平成 29 年 12 月 7 日告示、平成 29 年 12 月 8 日施行

スプデルシロップ小児用 0.02% (統) [⇒ケトチフェンシロップ小児用 0.02%「トーフ」(統)] スプデル点眼液 0.05% (統) [⇒ケトチフェン点眼液 0.05%「トーフ」(統)]
--

(統) は統一収載品目のため官報告示には掲載されません。

YJ コード（個別医薬品コード）については、上記期日をもって削除されます。

[参考] 厚生労働省告示第 46 号 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件



◆経過措置終了期日:平成30年3月31日→平成30年9月30日

※翌日の平成30年10月1日から保険請求出来ません。

◇自社品

・厚生労働省告示42号:平成30年3月5日告示、平成30年4月1日施行

アバルナート錠 2〔⇒ミドドリン塩酸塩錠 2mg「トーフ」〕
 アポラキート錠 200mg〔⇒フラボキサート塩酸塩錠 200mg「トーフ」〕
 アロストール錠 20mg〔⇒アフロクアロン錠 20mg「トーフ」〕
 エブカロール錠 25 μ g〔⇒プロカテロール塩酸塩錠 25 μ g「トーフ」〕
 エブカロール錠 50 μ g〔⇒プロカテロール塩酸塩錠 50 μ g「トーフ」〕
 エブカロールシロップ 5 μ g/mL〔⇒プロカテロール塩酸塩シロップ 5 μ g/mL「トーフ」〕
 エメロミンカプセル 1mg〔⇒エメダスチンフマル酸塩徐放カプセル 1mg「トーフ」〕
 エメロミンカプセル 2mg〔⇒エメダスチンフマル酸塩徐放カプセル 2mg「トーフ」〕
 L-キサル顆粒 500〔⇒セファレキシン複合顆粒 500mg「トーフ」〕
 グランバム錠 50mg〔⇒トフィソパム錠 50mg「トーフ」〕
 コレポリーR 散 10%〔⇒耐性乳酸菌散 10%「トーフ」〕
 シーサール散 10%〔⇒デキストロメトルファン臭化水素酸塩散 10%「トーフ」〕
 シーサール錠 15mg〔⇒デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠 15mg「トーフ」〕
 スプデル DS 小児用 0.1%(統)〔⇒ケトチフェン DS 小児用 0.1%「トーフ」(統)〕
 スプデルカプセル 1mg(統)〔⇒ケトチフェンカプセル 1mg「トーフ」(統)〕
 スロンタクス錠 100〔⇒セリプロロール塩酸塩錠 100mg「トーフ」〕
 スロンタクス錠 200〔⇒セリプロロール塩酸塩錠 200mg「トーフ」〕
 トシラートカプセル 50mg〔⇒スプラタストシル酸塩カプセル 50mg「トーフ」〕
 トシラートカプセル 100mg〔⇒スプラタストシル酸塩カプセル 100mg「トーフ」〕
 トーフジール錠 2mg〔⇒ニルバジピン錠 2mg「トーフ」〕
 トーフジール錠 4mg〔⇒ニルバジピン錠 4mg「トーフ」〕
 ニスタジール散 10%〔⇒ニカルジピン塩酸塩散 10%「トーフ」〕
 ニスタジール錠 10〔⇒ニカルジピン塩酸塩錠 10mg「トーフ」〕
 ニスタジール錠 20〔⇒ニカルジピン塩酸塩錠 20mg「トーフ」〕
 ビタファント F 錠 25〔⇒フルスルチアミン錠 25mg「トーフ」〕
 ブレクルスカプセル 100mg〔⇒トラニラストカプセル 100mg「トーフ」〕
 ブレクルス細粒 10%〔⇒トラニラスト細粒 10%「トーフ」〕
 メトロック錠 10〔⇒アメジニウムメチル硫酸塩錠 10mg「トーフ」〕
 ラスプジン錠 0.5mg〔⇒アゼラスチン塩酸塩錠 0.5mg「トーフ」〕
 ラスプジン錠 1mg(統)〔⇒アゼラスチン塩酸塩錠 1mg「トーフ」(統)〕
 0.5%塩酸プロカイン注射液「トーフ」(1mL)(統)〔⇒プロカイン塩酸塩注 0.5%「トーフ」1mL(統)〕
 0.5%塩酸プロカイン注射液「トーフ」(2mL)(統)〔⇒プロカイン塩酸塩注 0.5%「トーフ」2mL(統)〕
 スコルパン注 20mg〔⇒ブチルスコポラミン臭化物注 20mg「トーフ」〕
 ニスタジール注 2mg〔⇒ニカルジピン塩酸塩注 2mg「トーフ」〕
 ニスタジール注 10mg〔⇒ニカルジピン塩酸塩注 10mg「トーフ」〕
 ニスタジール注 25mg〔⇒ニカルジピン塩酸塩注 25mg「トーフ」〕
 ビタファント注 10〔⇒フルスルチアミン注 10mg「トーフ」〕
 ビタファント注 25〔⇒フルスルチアミン静注 25mg「トーフ」〕
 ビタファント注 50〔⇒フルスルチアミン静注 50mg「トーフ」〕
 ファモセット注用 10mg〔⇒ナファモスタットメシル酸塩注用 10mg「トーフ」〕
 ファモセット注用 50mg〔⇒ナファモスタットメシル酸塩注用 50mg「トーフ」〕
 ジドレンテープ 27mg〔⇒ニトログリセリンテープ 27mg「トーフ」〕
 スプデル点鼻液 0.05%〔⇒ケトチフェン点鼻液 0.05%「トーフ」〕
 トーフタール点眼液 2%(統)〔⇒クロモグリク酸 Na 点眼液 2%「トーフ」(統)〕
 トーフタール点鼻液 2%〔⇒クロモグリク酸 Na 点鼻液 2%「トーフ」〕

(統)は統一収載品目のため官報告示には掲載されません。

〔参考〕厚生労働省告示第46号 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件

以上